

就労証明書の記入に関するQ&A

R2.12.9更新

	Q	A	備考
1	注意書きが油性ボールペンで記入するようあるが、必ず手書きで記入が必要ですか？	手書きで記入する場合は油性ボールペンをお願いします。パソコンで作成しても構いません。	
2	会社名・住所等はゴム印でもいいですか？	ゴム印でも可能です。	
3	ホームページで公開している様式と異なりますが(古い様式)問題ないですか？	古い様式でも受付可能ですが、令和3年度に向けて一部変更している箇所もあるので、変更している箇所に対応した内容で記入してください。	
4	訂正印も公印(社印)ではないといけないですか？	会社内の規定に沿って訂正してください。	
5	和暦と西暦、どちらで記入すればいいですか？	どちらでも構いません。	
6	就労者が転居する予定です。転居前後どちらの住所を記入すればいいですか？	就労証明書作成日時点での住所を記入してください。	
7	派遣登録をしている就労者がいますが、勤務先は派遣元・派遣先のどちらを記入すればいいですか？	どちらでも構いません。	
9	雇用契約上の就労時間には「休憩時間を含む」でいいですか？	保護者が保育できない時間を把握するものであり、休憩の1時間で子どもを保育することは出来ないことから、休憩時間を含むとしています。	
10	月によって雇用契約上の就労時間が異なりますが、どのように記入すればいいですか？	月によって異なる場合は、年平均で記入してください。	
8	シフト制のため曜日が固定されていませんが、どのように記入すればいいですか？	勤務している曜日にすべて○をし、「シフト制」にチェックをいれてください。	
9	シフトが多いため、就労証明書内には収まりません。どうすればいいですか？	シフトが確認できる別紙を添付しても構いません。	
10	部分休業制度がありますが、雇用契約上の就労時間は、部分休業を除いた時間で記入しますか？就労者から申請があれば、その日の勤務を2H免除しています。	雇用契約上の就労時間を記入してください。	
11	勤務開始したばかりなので直近3か月の勤務実績が記入できませんがどうすればいいですか？	就労実績がない場合は記入不要です。	
12	就労証明書を作成している時点の月の就労実績も記入しますか？(例：10月15日作成中。10月の就労実績も含めますか？)	その月がまだ終わっていない場合は記入しません。前月までの実績を記入します。	
13	月の途中で休職(産休・育休・病休など)に入った場合、就労実績はいつの分を記入すればいいですか？(1か月未満の休みの場合は除く)	休職に入る前の直近3か月を記入してください。(例：10月26日から休職。就労実績は7月・8月・9月を記入)	
14	就労実績で、育児短時間勤務などに入った月があった場合、就労実績はいつの分を記入すればいいですか？	育児短時間勤務などに入った月も含めて直近3ヶ月を記入してください。	
15	日給で勤務している場合、就労実績は休んだ日も数えますか？	日給となるので、実際に勤務した日数で計算してください。	
16	就労実績に「有給休暇等も含む」と記載がありますが、会社独自の休暇も含めていいですか？	有給休暇と同様、給与が支給される休暇であれば、含めても構いません。	
17	育児休業復帰前と復帰後で雇用契約上の就労時間が変更となる場合、どちらを記入すればいいですか？	育児休業復帰後の雇用契約上の就労時間を記入してください。	
18	公休日が多い月など勤務日数が少ない月の勤務実績は選考上不利にならないですか？	欠勤がない場合は、雇用契約上の就労時間を勤務実績として記入してください。	例えば、公休日を除いた勤務日数が18日だった場合、就労実績の就労日数が18日となっていれば、欠勤せず働いたとみなせる。よって、雇用契約上の就労時間まで働いたとみなし、就労証明書の再取得や勤務先への確認はせずとも、加点することができる。